

時事新報

石河幹明 草

日本人は氣象を以て勝つての人民にして清廉潔白忠勇節義を稱する徳義上の美質は總て之を身に備へ士人の面目として取らざる所なきは我々の信する所にして之を日本士人一種出色の特性と稱するも可からざるが如し蓋し清廉潔白云々の性質は何れも人生の美德にして士人が居家處世の道もこの徳に依りて始て其美を成すものありれば我輩は士人の一身の爲を謀り又一國公共の上より見て今後ますます此特性の維持發達を希望する者ありとも又一方より社會の大勢の成行を察すれば却てその維持發達の難きを見る者なり抑も日本の士人が一種出色の特性を有し一身居家の私より社會處世の事に至るまで能くその守る所を失はず徳義上、大又見るべきものあるは何等の原因によるものなるや士人が固有の性質、天稟も出づるものもあらざらんれども我輩の所見を以てすれば之が重なる原因とも云ふべきは古來日本に行はれたる居家處世の關係より來りたるものなるべしと思はるゝ其次第は日本社會の仕組に於て内在于ては親子夫妻の間柄、外に在ては君臣朋友の關係何れも秘密主義を以て支配されたるものゝ如し先づ親子の間に於ける第一の數に孝は百行の本ありとて士人が立身の要は總て孝の一義を基とする事なれども抑も孝の孝の法は如何と云ふも其子も過失ありて父の不興を蒙るか若しくは父の行、其宜を得ずして子の諫を要する等の事あるも父は子の爲を慮り子は父の爲に慮るべきの教ありて父子互に其事を秘密するを以て道に適ふものぞせり勿論一家親子間の出來事とて却て之を公けよせざるも家の面目を保ち團樂の至情を全するの利益もあるべけれども其秘密の極は徒らに世間の疑を招て家門に意外の迷惑を受けるの例なきをわすれず將た君臣の關係も亦同じく秘密主義に外ならずして、其明良際會、君臣互に相得るの間は事甚だ美なるが如しと雖も一旦君寵衰ふるゝ又は讒言其間入りて身、退けらるゝ等の場合もは世間如何なる汚名を蒙るも進んで訴ふるの路なく退て歸るの術なく空しく不平鬱鬱に苦しむ者多し其關係の秘密あるが爲り此種の苦情あるは夫妻朋友等の間に於ても當然ならざるはなし斯る社會に處するの人はして苟も公衆の疑を解て自ら明にせんとするは唯その一身を慎み清廉潔白俯仰天地を愧づるべきの志操を養ひ所謂世亂れて忠臣を見るの目を待つの外あらざれば其不平鬱鬱は恰も日本士人が徳を修るの學校と爲り以て一種出色の特性を帯び來りしものとにして其源は秘密主義の社會に行はれたる結果ありと判定せざるを得ず然るに西洋諸國にては趣を殊にし社會の仕組、總て事を公とするの風にして一人一家の私より國家公共の事までも悉く之を公にし身も屈するものとされ直進で權利義務の問題も訴ふ可きが故に其心事自ら公明正大にして更な思ふ懼る所なく故らに退て廉潔を守り以て他人の疑を避くるの要あるものとなし畢竟西洋の士人中割合に廉潔の氣象を乏しきは社會の仕組に由來するものならんのみ日本社會の仕組は猶は未開國の如く疑懼の決する所は其人物と平生の所行如何とに在て存すれども西洋の仕組は證據裁判にして其是非曲直は一に證據の有無に決するものゝ如し今も士人廉潔の氣象は日に衰頹して一種出色の特性も早

晩空く其色を失はんとするの勢あり我輩とて從來の氣風として之を保存し得べくんば長く保存せんとみそ願はしけれども社會の大勢止めんと欲して止まるべきにあらざれば殺風景が今今は唯この大勢の趨く所より從て社會の仕組を改め一切萬事之を公けにし以て士人の心事を公明正大ならしむるの外ある可し例へば一家の事とて云へば親子夫妻の權利義務より財產の制限法等都て民法よ由て之を定め又一國政治の事にては國會を開き萬機の政務を公論し決するも總て社會よ公けの氣風を養成するも専一なるべし斯の如くなるべし以て國民の品格を維持するももならん今日、日本にては既ち町村會府縣會の開設あり國會も將に遠からず開けんとして政治上は漸く公けの風を帯るが如くされども百般の人事は尙や未だ然るを得ず社會の大勢は日下流し趨り清廉潔白の精神既に其本據を失ふて公明正大の氣風未だ體を成さず此間に處するの道頗る難義ありと云ふべし左れば今日の事は唯早く社會の仕組を公にして公明正大の心事を養成し以て士風を維持するの外なる可し

官報

陝西川縣設置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
內閣總理大臣伯爵黑田清隆  
十二月三日 內務 大臣伯爵松方正義  
勅令第七十九號  
香川縣ヲ置ク 讚岐國香川郡高松  
縣廳位置 讚岐國香川郡高松  
管轄讚岐國一國  
縣會議員ノ撰舉及地方稅并備荒儲蓄ニ關スル經濟分廳ノ手續ハ內務大臣之ヲ定ム  
朕明治十四年第六十四號布告廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
內閣總理大臣伯爵黑田清隆  
十二月三日 內務 大臣伯爵松方正義  
司法 大臣伯爵山田顯義  
勅令第八十號  
明治十四年第六十四號布告ヲ廢ス  
勅令第八十號  
第六十四號布告明治十四年十二月九日  
密賣淫ノ儀ハ刑法第四百二十五條第十項ニ明文有之候ヘトモ當分ノ內其取締ハ從前ノ通り東京ハ警視廳其他ハ地方官ニ委任ス  
○大藏省訓令第四十七號  
北海道廳 府縣  
諸證書ニ押用スル印章ノ備ニ付客年十二月第六十八號ヲ以テ及訓令置候處今般日本銀行ヨリ請願ノ趣ニ據リ役印押用ノ儀及認可候條尙私立銀行及銀行類似會社ニ於テモ適宜役印ヲ押用セシメ苦シカラズ  
明治廿一年 大藏大臣伯爵松方正義  
十二月四日  
大藏省訓令第四十七號  
大藏省訓令第六十八號明治二十年十二月十五日  
私立銀行並ニ銀行類似會社ニ於テ諸證書ニ押用スル印章ノ備ニ付役印ヲ用ヒ候向モ有之趣ハ明治十年七月第五十號同九月第六十四號布告ノ通り押用致サスヘシ

露西亞と朝鮮 露韓條約に關する先頃の電報は彼の朝鮮顧問官アンニ氏の朝鮮獨立論と日本諸大臣の支那近海漫遊に依りて其想像を遠まうしるる齊東野人の語に過ぎざるべし今や朝鮮は頗る危急の地位に在るものゝ如くなれども此一事、未だ容易に秘密條約の實を證するに足らざるもの左に掲ぐる倫敦支那ニキスアレックスの所説を見ても其意々信するに足らざるを知るべし  
露國が決して朝鮮を犯さざる可しとの證言をなしたる

は千八百八十六年十月卅一日の日附て互文鳴事件に關し總理衙門より北京駐在の英國公使ジョンワルンヤム氏を送りたる書にも明かある事にして其の書の中に曰く「近頃露は朝鮮に異志ありとの風聞専らあるより支那政府は其公使をして果して其事あるや否やを露政府に質せしに露國外務省は毛頭斯る存念なき旨を公使に答へし其の上北京駐在の露國代理公使レデーセンスキー氏は更に本國外務省の命を受けて天津より露國外務省と相會して先きに公使を答へたる旨を一層委懇陳し且つ英國さへ巨文嶋を築つる時は露國政府に於ては如何なる事情ありとも努め朝鮮に手出しせざる可しと堅く約束するものなりと云へり其後重ねてレデーセンスキー氏は露國政府の訓令を從ひ此後とも露國は決して朝鮮を犯さざるべしと公言し明かに之を保證したり云云」勿論露國の約束は常々頼むに足るべしものならねども然れども我輩（ニキスアレックス記者）は尙は露國は其約束を破らざるべしと云ふ者なり蓋し露國と雖も一舉、忽ち英、清を敵とするが如き愚策と取る者に非ざるを知らば朝鮮の一州、露國に取りては如何にも高價ならんと察ればあり（支那メイル）

○蘇西運河は英國の貿易を衰頹せしむ 英國の總理大臣たりし有名なる政治家バラムストン氏は嘗て英國より蘇西地峽を開鑿し歐洲と東洋の間に一新航路を始めんとの議ありし時大に其計畫の不當なるを非難し第一同工事は落成の見込ありし第二若し同工事をして落成するも決して英國の利益となるべからずと斷言したれども當時輿論の反對強かりしため氏の意見遂に行はれずして其後運河工事は豫定の如く竣工を告げ今日東洋に對する歐洲貿易の面目を一新せしが近頃英人サーチャールズ ウィルソン氏は蘇西運河の開鑿は東洋產物を輸出すべき市場を増加したるが故に英國は世界貿易市場の中心たる實を失ひ英國職人は印度の勞働者と競争するに及べりと論じてバラムストン氏の先見を稱したりと

○將官會議 一昨三日午前十時より海軍省にては將官會議を開きたりと  
○登記の出願者多し 曩も市區改正の發布ありし當座は其影響にや登記を出願する者至て少なく何れの登記所にては發布前より比すれば二三割づゝ殊に京橋日本橋神田の三區内は半數を減じたる有様なりしが右の影響も薄らきたるのみならず追々歳晚に際し金融の世話し折柄なれば目下登記を出願する者俄に増加し各治安裁判所を始め各登記所とも其掛り官は早出晚退して同事務を取扱ひ居れるよし  
○度量衡條例 農商務省商務局よ於て取調べ居たる度量衡條例の草案は最早や調査済とありたれば今一應參事官の議を経たる上直ち内閣へ差出す筈なりと  
○海軍沿革誌 海軍省にて先年來編纂中なりし海軍沿革誌の第二編は此の程出來せしと付去る二十九日同大臣より宮内省へ差出したるよし右は推古天皇より仲哀天皇に至る時代の事項ありといふ  
○水雷火船の速力 海軍省雇ベルマン氏の發明せし水雷火船は一時間に二十五ノットの速力ありと  
○手工科設置に關する答案 (前號の續)  
一高等小學校ニ於テ授クヘキ手工科ノ業ハ特産ノ物品アル地方ノ外先ツ目下ニ在テハ木工及金工ヲ可ナリトス蓋シ此二業ハ教育上并ニ經濟上ニ適レ且該業ニ於テ學得タルモノハ他日兒童ノ何業ニ從事スルニ拘ラ  
ニ其教授所アラハル  
一前段ノ如ク  
今別紙ハ生徒ノ工具ニ  
工ニ鍛  
キハ小  
トナル  
雖モ是  
ハ木  
經濟ノ  
多キコ  
料及ヒ  
徵シ又  
少シ  
注意ス  
一前數項  
高等小  
設セラ  
學校ニ  
ルヘ  
ヨリ異  
査テ遂  
ニ遺ス  
實施セ  
ト思惟  
チシテ  
實驗シ  
訓示セ  
一從來地  
クルモ  
ヘキノ  
然レハ  
不可ナ  
マルカ  
ヲ認許  
ルモ  
ト雖  
要ス蓋  
チ與ヘ  
分テ助  
行ハル  
スルキ  
作業チ  
的ノ目  
以上陳述  
ト雖モ小  
ノ如ク敬

○佛國郵 數は甚だスに曰ク  
○同國駐在 以印度支  
○解備 解雇した  
○濱新氏 濱直文  
○持田直 岩井慎  
○岩井慎 同氏

慈善會 初日午後一時  
東京慈惠醫院幹事  
十二月四日

拙者今朝歐洲へ向ケ出發ノ際ハ態々御見  
送御厚情ノ段奉鳴謝候勿卒ノ際欠  
禮ノ向モ不勤ト存候間乍略儀茲ニ御禮申  
上候也

小生醫學研究ノ爲メ獨逸國へ留學仕候ニ付醫務ハ學テ  
同窓原田貞夫ニ囑託候間別勞諸君仕候也  
牛込區市ヶ谷田町 醫學 金杉 英五郎  
二丁目卅一番地  
右金杉業務引受候ニ付同人舊宅へ移轉候也